

金融・保険市場におけるトピックス

【イギリス・市場動向】

○アビバがグループの全従業員に対し平等な育児休暇を提供することを公表

2017年11月、アビバは、性別、性的指向、出産や養子縁組などの親になった経緯にかかわらず、同グループの全従業員が平等な育児休暇取得を可能とする新たな方針を公表した。この方針には次の内容が含まれている。

- 親になった従業員に対し、同一条件の有給育児休暇および無給育児休暇を提供する
- パート・タイム従業員を含む全従業員を対象とする
- 両親がともにアビバに勤務している場合、それぞれ休暇を取得することが可能で、同時期に2人で取得することもできる

この方針は、イギリス、アイルランド、フランス、シンガポールおよびカナダの5カ国で先行して実施され、2018年中には全世界に拡大される予定である。既に5カ国では、2017年11月19日以降に親になった従業員に対して提供が開始されている。ただし、休暇日数や休暇中の賃金等は各地域で決定するとされ、イギリスにおいては、子供を出産または家族に迎えた時から1年間の育児休暇が認められ、うち26週は基本給が100%支払われる。

この方針は、育児休暇取得の平等性を確保することで、性別による役割固定を防ぎ、職場の平等性を高め、各地域のマーケットをリードするという狙いがある。アビバは「この新たな方針は、キャリア進展の障壁を排除し、多様性と一体感のある企業文化を創造するための経営戦略の一部である」とコメントしている。

(Financial Times 2017.11.24、アビバウェブサイトほか)

【イギリス・市場動向】

○IT技術によるペット保険市場の改革

英国保険協会（ABI）によると、現在イギリスで飼育されているペットのうち、ペット保険が付保されている割合は犬：30%、猫：16%であり、付保率が低い。しかし、多くのペットが肥満状態にあり様々な病気を抱えていることに加え、近年はペットに対してもMRIなどの先進医療技術が用いられるようになり、従来から高額であった獣医費用がさらに上昇している。このため、先進医療技術をカバーできるペット保険に対する消費者の需要が高まっている。

一方、保険会社においては、獣医費用の上昇に加え、1つの保険事故に対して複数の保険会社に保険金を請求する、あるいは、1つの保険契約を同種の複数のペットに使い回して保険金を請求するなどの保険金詐欺により、保険金支払額が増加傾向にある。

2016 年の保険金支払額は約 7 億 600 万ポンド（約 1,000 億円）、対前年比 7%増となり、1 件当たりの平均保険金支払額は約 757 ポンド（約 11 万円）、対前年比 5%増となった。

このような消費者の需要と保険会社における支払保険金増加の問題に対応して、自動車保険で普及しているテレマティクスの技術を応用した新たなペット保険の提供が開始されている。

例えば RSA が出資しているフィンテック企業の「ピットパットペット」は、ペット用の小型モニター「ピットパット」を提供している。ピットパットをペット犬の首輪に装着し、犬種、年齢などを登録することで、保険の目的となる犬を特定できる。また、登録情報に基づき適切な運動量が提示されるため、飼い主は、スマートフォン上で実際の運動時間、休息时间、消費カロリーなどを確認し、適切な運動量と比較することで、犬の健康管理ができる。ピットパットには GPS 機能の追加が計画されており、将来は盗難や迷い犬にも対応できるようになる。

テレマティクスを応用した新たなペット保険によって、飼い主は、ペットの健康管理や盗難対策のほか、個々のペットのリスクに応じた保険料でペット保険に加入することができる。保険会社においても、保険事故の減少および保険金詐欺対策の強化により、支払保険金の低減が期待されている。

(ABI ウェブサイト、InsurancePost 2017.9 ほか)

【イギリス・市場動向】

〇AI インシュアテック企業「Cytora」が 440 万ポンドの投資を受ける

2017 年 12 月、ケンブリッジ大学の投資部門 CIC（Cambridge Innovation Capital）は、保険会社の QBE グループや、AIG の元 CEO グリーンバーグ氏が率いる保険会社 Starr グループとともに、同大学のスピンオフであるスタートアップ企業「Cytora」に対し、総額 440 万ポンド（約 6 億 6,900 万円）を投資したと公表した。

Cytora は、ケンブリッジ大学で開発された自然言語処理技術と機械学習技術を応用し、企業向け保険のリスク分析ツール「Cytora Risk Engine」を提供している。この分析ツールは、企業のウェブサイトやニュース記事等のオープン・データを AI で分析し、保険引受時のリスク選好や保険料算出を行うことができる。今回の資金は、同ツールの能力向上に充てられる予定である。

Cytora は、「すべての企業が客観的に評価され、適正な保険料で引受が可能となることを目指している。保険会社は、これまで以上にリスク・セグメントを細分化したり、引受実績が少ない分野であっても新たに収益性の高い領域を発見することができるようになる」とコメントしている。

再保険会社 XL Catlin は、2017 年 10 月の時点で、Cytora と提携し同社の分析ツールを利用する予定であると公表していた。QBE グループも、今回の投資の公表に合わせて、2018 年より損害保険事業で分析ツールを利用することを公表した。Starr も「保

険業界に高度な分析機能を拡張して提供し続けている Cytora を利用することで、保険会社の競争力の強化が可能となる」とコメントしている。

(Financial Times 2017.12.6、Insurance Journal 2017.12.6 ほか)

【フランス・市場動向】

○アクサ・グループ気候変動への対応

アクサ・グループは、地球温暖化によって平均気温が4度上昇した場合、気候変動の影響で保険事業が成り立たなくなると認識しており、気候変動への対応を最優先課題と位置付けている。その一環として、2017年12月にフランス・パリで開催された「気候変動サミット (One Planet Summit)」において、アクサ・グループの新たな気候変動対応方針を公表した。

まず投資戦略として、同社は2015年から環境関連企業への投資拡大と二酸化炭素関連産業からの投資撤退を実施してきたが、今回、次のように目標水準を高めるとした。

- 環境関連企業への投資拡大について、2015年時点で「2020年までに30億ユーロ（約4,050億円）以上の投資」を目標としていたが、既に目標に達したため、達成時期は2020年のまま、目標を4倍の120億ユーロ（約1兆6,200億円）に引き上げる。
- 二酸化炭素関連産業からの撤退について、2015年時点で「収益の50%以上を石炭関連事業に依存している企業を対象に5億ユーロ（約675億円）の売却」を目標としていたが、対象企業を「収益の30%以上」に拡大し、目標金額を約5倍の24億ユーロ（約3,240億円）とする。加えて、オイル・サンド事業および関連パイプライン事業からは完全撤退し、7億ユーロ（約945億円）相当を売却する。

また、保険契約の面でも踏み込んだ決断を示し、新たに計画される石炭燃料プラント、すべてのオイル・サンド掘削事業、関連パイプライン事業について、今後は保険契約を取り扱わないと宣言した。

これらの気候変動対応方針は、同社が気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の主要メンバーとして気候変動緩和への模範的貢献を示す責任があるとの認識から、母国フランスでの気候変動サミット開催を機に公表されたものである。

(アクサウェブサイトほか)

【米国・規制動向】

○NY州が学歴・職業を自動車保険料率の決定要素に使用することを禁止

ニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS) は、保険規則を改定し、自動車保険の料率決定にあたり、学歴および職業的地位を決定要素に含めることを原則禁止した。

NYDFS が長年にわたり調査した結果、ニューヨーク州の多くの保険会社は、運転者の学歴や職業的地位が実際の運転性向と相関関係にあるという立証ができないにもかかわらず、大学を卒業していない運転者や、低賃金の仕事や産業に従事している運転者

を、料率区分の低い層に分類し、他の運転者よりも高い保険料を課していた。この調査結果について NYDFS は「大学の学位を持たなかったり、低賃金の仕事に就いたりしている人が、高い自動車保険料で不利な立場に置かれるべきではない」とし、自動車保険の料率決定における個人の学歴や職業的地位の使用について、保険会社が NYDFS に対し不当で差別的ではないと立証し NYDFS がそれを認めた場合を除き、禁止するものとした。

保険会社のうち、リバティーミューチュアルおよびオールステートは、これまで学歴および職業的地位を自動車保険料の決定要素に使用してきたことを認め、NYDFS との間で、改定保険規則を遵守することで合意に達している。

(ニューヨーク州金融サービス局ウェブサイト 2017.12.13 ほか)

【米国・規制動向】

○連邦保険局と全米保険庁長官会議によるテロリズム・リスク保険データの共同収集

2017 年 11 月 28 日、米国財務省連邦保険局 (FIO) と全米保険庁長官会議 (NAIC) の両者は、保険会社のテロリズム・リスク保険の引受データの収集を 2018 年以降共同で行うことを提案した。

2002 年テロリズム・リスク保険法は、保険会社が年 1 回、FIO に対してテロリズム・リスク保険の引受データを報告することを定めている。一方 NAIC も、FIO の収集データとは異なる内容のテロリズム・リスク保険データの報告を保険会社に要求している。

今後 FIO と NAIC が共同収集するデータの内容は、保険会社の意見を調整し、2017 年のデータ収集の実績を踏まえて決定されることになるが、FIO と NAIC の両者は、これまで FIO が収集していたデータを基準とし、わずかな変更に限ることで合意している。

データ収集の共同化に対し、米国損害保険者協会 (PCI) は、「今回の提案が実現すれば、収集されるデータ内容の統一化により保険会社の報告負担が減少する」と期待を寄せている。

(Best's News Service 2017.11.30、Federal Register 2017.11.28 ほか)

【インド・規制動向】

○保険会社による自動車ディーラーへの手数料支払を制限

これまでインドでは、自動車ディーラーによる自動車保険の販売に関して、保険会社が自社の自動車保険の販売促進を目的に、不適切な販売手数料を自動車ディーラーへ支払ってきた。また自動車ディーラーは、自動車保険の販売後に顧客へ更改手続や保険金請求対応等のサービスを提供する場合もあるため、保険会社が自動車ディーラーへ支払う手数料が高額になっていた。

このような不適切な手数料の支払慣行を終了させるため、保険監督局 (IRDAI) は、

2017 年 11 月に新たなガイドラインを発効させた。

同ガイドラインは、保険会社や保険仲介者から自動車保険の販売および関連サービスの提供について委託を受けた自動車ディーラーを「自動車保険サービス・プロバイダー (Motor Insurance Service Provider : 以下「MISP」)」と定義し、自動車ディーラーがこうした業務を行う場合には、MISP として認可を取得し、保険監督局の監督下に置かれることを新たに規定した。

MISP へ支払われる販売手数料に関しては、その上限を次のとおり規定し、その他いかなる手数料や費用も、MISP は保険会社から受領してはならず、保険会社も MISP へ支払ってはならないとした。

- 二輪自動車：自動車保険料のうち、車両保険料の最大 22.5%
- 三輪以上の自動車：自動車保険料のうち、車両保険料の最大 19.5%

なお、MISP が顧客へ更改手続や保険金請求対応等のサービスを提供する場合には、MISP が顧客へ手数料を請求できるとしている。

この新たな規制により、保険会社が自動車ディーラーへ支払う手数料の削減につながると期待されている。

(Asia Insurance Review 2017.12.06、IRDAI リリース 2017.08.31 ほか)

【マレーシア、タイ・規制動向】

○マレーシア中央銀行がタイ保険監督庁との MOU 締結を発表

2017 年 12 月、マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) ^(注) とタイ保険監督庁 (OIC) は、保険分野における協力を強化するための覚書 (MOU) に署名した。この MOU には、2 国間の保険監督当局による相互協力、情報交換に加え、引受キャパシティの確保などの技術的協力に関する取り決めが含まれている。

マレーシアとタイは、金融分野における規制と監督について長らく協力体制を築いてきた。協力体制を強化する中、保険分野の MOU 締結は、両国が個人や企業の保護とリスク管理のために、効果的かつ機能的な保険市場の発展を支援するものであるとされている。

(注) 中央銀行機能に加え、銀行、保険等の金融業界の監督官庁としての機能を有する。

(Bank Negara Malaysia リリース 2017.12.18、Asia Insurance Review 2017.12.19 ほか)